

2020 年度「埼玉発世界行き」奨学金 高校生留学コース募集要項

1 趣 旨

世界に向かってチャレンジする志を支援するとともに国際的視野の拡大及び埼玉県の国際化に貢献する人材の育成を図るため、海外の高等学校へ3か月以上の留学をする高等学校（特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含む）に在籍する生徒に対し、奨学金を支給します。

2 募集人員

30名以内（書類選考）

3 奨学金の給付額

50万円

4 応募資格

応募ができるのは、以下の要件の全てを満たす者です。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 2020年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者
 - ① 埼玉県内の高等学校に在籍する者
 - ② 埼玉県外の高等学校に在籍し1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- (3) 在籍校の校長から留学許可書を交付されている者(予定を含む)
- (4) 2020年4月1日～2021年3月31日の間に、海外の高校へ3か月以上の留学を開始する者

※ 期間の計算方法は、民法の定めに基づき計算します。

5 応募制限

過去に「埼玉発世界行き」奨学金（高校生留学コース）による奨学金を受けている者

6 応募手順

(1) システムによる申請者情報の登録及び申請書類作成

下記のグローバル人材育成センター埼玉のURLから奨学金申請システムにより申請者情報を登録のうえ、「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書を作成してください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

冠奨学金を併願する場合は、志望順位を付して2つまで、合計で3つの奨学金に応募することができます。その場合は、選考について冠奨学金を優先し、複数の奨学金に採択されることはありません。

なお、システムで応募申請書を作成しても、プリントアウトした書類がグローバル人

材育成センター埼玉に届かない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください。

(2) 応募書類の提出

下記7の応募書類を期限内に郵送（簡易書留郵便）又は持参してください。

7 応募書類

応募書類は、以下のとおりです。応募書類をお返しすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

(1) 「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書

申請者情報、自己PR（800字以内）、学習計画等（900字以内）、

小作文(埼玉県への誇り（500字以内））、作文((2)参照)等

奨学金申請システムにより作成・印刷したものに写真を貼り、署名等をしたものです。

(2) 作文

次のテーマについて800字程度で述べること。

<テーマ> 「将来の目標」

<様式> 奨学金申請システムを使用して作成のこと。文末に字数を記載。

(3) 在籍校の校長から発行された「留学許可書」の写し

※応募時点で提出できない場合は、得られ次第提出してください。

(4) 留学先の高校又は留学・交流団体が発行した留学先への入学が許可されていることを証明する書類の写し

※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。

※応募時点で入学許可証（留学受入通知書）が出ていない場合は、得られ次第提出してください。

(5) 住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの。以下同様）

(6) チェックリスト（様式 高校生）

奨学金申請システム又は下記グローバル人材育成センター埼玉のHPからダウンロードしてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

(7) 選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（縦 235mm×横 120mm）に選考結果返信先の住所と氏名を記載の上、84円分の切手を貼付のこと。

8 応募受付期間

2020年4月2日（木）～5月18日（月） （応募書類一式17時必着）
奨学金申請システムは5月18日（月）12時までしか利用できません。
それまでに登録・印刷を済ませておいてください。

9 書類提出先

定型角2型封筒（縦 332mm×横 240mm）を使用し、簡易書留郵便による郵送又は持参（月曜日～金曜日（祝日を除く）平日9時～17時）のこと

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

公益財団法人埼玉県国際交流協会

グローバル人材育成センター埼玉

電話 048-833-2995

※封筒表面に朱書きで「高校生留学コース申請書 在中」と明記すること（冠奨学金を併願、同封する場合、申請するすべての奨学金名を同様に記載すること）

10 選考結果について

2020年7月20日（月）までに選考結果を発送予定です。（郵送）

11 奨学生の決定後の流れ

(1) 奨学生の決定

選考結果の確定時点で、「7 応募書類」の（3）又は（4）を提出していない場合は内定扱いとなります。書類を取得次第、「9 書類提出先」に簡易書留郵便で提出してください。当センターが書類を確認した時点で、正式決定となります。

内定扱いの場合は、奨学金の交付請求はできず、奨学金の支給を受けることができません。

(2) 奨学金の支給

奨学金は、保護者名義の円貨口座に振り込みます。選考結果と共にお知らせする交付請求の手続きが必要です。

(3) 研修・壮行会

以下の日程で奨学生を対象とした研修（講演）及び壮行会を実施しますので、出発前の方は必ず出席してください。

日 時 2020年8月上旬（予定）

場 所 さいたま市内

(4) 報告書等の提出

留学終了後60日以内に、留学等修了報告書(様式)と留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくかについての修学レポート(1,200字以上)を郵送で提出してください。

1.2 奨学生の責務

(1) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出(任意)するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

(2) 帰国後のフォローアップ調査への回答(奨学生0B・0Gの活躍状況を年1回把握しますので、必ず御回答をお願いします。)

(3) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」(「埼玉発世界行き」奨学生同窓会)への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生は、同ネットワークの会員となります(加入手続は当センターが行いますので個人の手続は不要です)。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(4) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県や当センターが実施する国際交流事業への協力をお願いします。

(5) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

1.3 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

(1) 申請時の応募資格を喪失したとき

(2) 申請書の記載事項に虚偽があったとき

- (3) 在籍する高校において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 留学先での在籍期間が3か月未満で途中帰国したとき
- (6) 留学中又は帰国後に奨学生としての責務を果たさないとき
- (7) 留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき（但し、天変地異等やむを得ない場合を除く）
- (8) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.4 応募書類等に記載された個人情報の利用について

当センターの事務局である公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める「公益財団法人埼玉県国際交流協会特定個人情報取扱規程」（平成27年10月1日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、高校名、学年、年齢、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、当センターのグローバル人材育成事業の広報等のため、当センターの広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.5 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、県は、平成17年4月1日に施行された「埼玉県個人情報保護条例」により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、高校名、学年、年齢、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

1.6 注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、当センター及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問い合わせには一切応じません。
- (4) この要項において、高等学校とは学校教育法に定めるものを言います。